

第11次 根室市交通安全計画

(令和6年度 ⇒ 令和10年度)

THE TRAFFIC SAFETY PLAN

安心して日常に、
死者をゼロに。



根 室 市

目 次

第1部 総論

第1章 交通安全計画について

1	計画の位置付け	1
2	計画の期間	1
3	計画の基本理念	2
	【基本理念1 交通事故のない社会を目指して】	
	【基本理念2 人優先の交通安全思想】	
	【基本理念3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】	
	(1) 『人間』と『交通環境』双方の安全対策	
	(2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実	
	(3) 参加・協働型の交通安全活動の推進	
	(4) 効果的・効率的な対策の実施	
4	計画の推進	4
	(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	
	(2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進	
5	これからの5年間（計画期間）において特に推進すべき事項	5
	(1) 高齢者に対する交通安全対策の推進	
	(2) 社会情勢の変化の注視	

第2章 交通事故等の現状等

1	道路交通事故の現状	6
2	道路交通事故の見通し	6

第3章 交通安全計画における目標

1	道路交通の安全についての目標	7
---	----------------------	---

第4章 施策の柱と重点課題

1	施策の柱	8
2	重点課題における考え方	9
	重点課題1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策	
	重点課題2 飲酒運転の根絶	
	重点課題3 スピードダウン	
	重点課題4 シートベルトの全席着用	
	重点課題5 自転車の安全利用	
	重点課題6 生活道路における安全確保	
	重点課題7 冬季に係る陸上交通の安全	
	重点課題8 野生動物への対策	

第2部 講じようとする施策（分野別）

第1章 道路交通の安全

1	道路交通環境の整備	11
	（1）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
	（2）高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	
	（3）幹線道路における交通安全対策の推進	
	（4）災害に備えた道路交通環境の整備	
	（5）総合的な駐車対策の推進	
	（6）冬季道路交通環境の整備	
2	交通安全思想の普及徹底	13
	（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
	（2）効果的な交通安全教育の推進	
	（3）交通安全に関する普及啓発活動の推進	
	（4）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	
	（5）地域における交通安全運動への参加・協働の推進	
3	安全運転の確保	19
	（1）運転者教育等の充実	
	（2）道路交通に関連する情報の充実	
4	道路交通秩序の維持	21
5	救助・救急活動の充実	21
6	被害者支援の充実と推進	21

本計画は持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）に示す「3 すべての人に健康と福祉を」に掲げるターゲット「2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」の理念実現に即した計画として位置付けます。



1 計画の位置付け

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことや、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったため、昭和 20 年代から 40 年代にかけて道路交通事故の死傷者数が著しく増加し、交通安全の確保が大きな社会問題となったことから、昭和 45 年、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

これに基づき、本市においては昭和 46 年度以降、10 次にわたって交通安全計画を作成し、関係機関等と連携を図りながら交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、市内では昭和 47 年に 9 人が道路交通事故で死亡したほか、全国的にも「交通戦争」と呼ばれていた時期と比較すると、令和 4 年度の市内における死者数は 0 人となっており、令和 5 年 9 月 3 日に交通事故死ゼロ 1,000 日を達成するなど、その数は減少の傾向にある。

しかしながら、令和 4 年の交通事故件数が、物件・人身あわせて 400 件を超えている（根室警察署調）現状にあり、事故そのものを減少させることが求められている。

交通事故の防止は、市・関係機関だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していく必要がある。

本計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とし、関係機関及び市民の理解と積極的な協力を求めつつ、交通の安全に関する施策を強力に実施するものとする。

3 計画の基本理念

基本理念1 交通事故のない社会を目指して

本市においては著しく人口減少・高齢化が進んでいる一方、暮らしのうえで車がなくてはならない存在となっている。そうした状況のなか、交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、本市が掲げる『安全・安心に暮らせる都市基盤の充実したまち』の実現のためには、交通安全の確保が重要な要素となっている。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。交通事故のない社会は一朝一夕で実現できるものではないが、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶に向けて、関係機関及び市民と連携した取組を進める。

基本理念2 人優先の交通安全思想

自動車と比較して弱い立場にある歩行者、中でも高齢者、障がい者、こども等の交通弱者の安全を、一層確保するほか、思いがけず交通事故被害者等となった方に対し、個々の状況に応じた支援を講じるなど「人優先」の交通安全思想を基本とする。

基本理念3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

高齢運転者による事故は喫緊の課題であり、運転者の高齢化の進展に伴い生じる諸課題に向き合う必要があるほか、高齢者が自動車に頼らずに自立的に日常生活を営むことができるようにすることが重要となる。

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、交通関係者の連携によって構築することを目指す。

(1) 『人間』と『交通環境』双方の安全対策

本計画においては、道路交通において計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るため、交通社会を構成する『人間』と、人間が活動する場としての『交通環境』の相互の関係を考慮しながら、講じるべき施策を示す。

➤ ① 人間に係る安全対策

安全な運転及び歩行者等の安全な移動を確保するため、知識・技能の向上、交通安全意識の徹底等を図るものとする。また、交通社会に参加する市民一人ひとりが、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させるほか、身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接関わったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与できる仕組みづくりを推進し、市民自らの意識改革を図る。

➤ ② 交通環境に係る安全対策

道路管理者・公安委員会に対し、人優先の考え方の下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図ることなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるよう要望を行う。特に、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を重点的に要望するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図る。

なお、これらの施策を推進する際には、高齢社会の到来や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行う。

(2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携した迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。また、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図るものとする。

(3) 参加・協働型の交通安全運動の推進

交通事故防止のためには、国、道、市及び関係民間団体等が緊密な連携の下に、それぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、本市が行う交通の安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みの構築や、地域における特性に応じた適切な取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

(4) 効果的・効率的な対策の実施

交通の安全に関する施策は多方面にわたっており、相互に密接な関連を有することから、これらを有機的に連携させ、総合的かつ効果的な対策を実施するとともに、悲惨な交通事故の根絶に向けて、限られた予算で最大限の効果を挙げることができるような対策に集中して取り組むなど効率的な予算執行に配慮する。

なお、これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

4 計画の推進

(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を大幅に減少させることができたところであるが、前方不注視や操作不適といった安全運転義務違反に起因する死亡事故は、依然として無くならない状況にある。

このため、これまでの対策では抑止が困難であった交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、交通事故の減少を図っていく。

また、第 11 次計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々々の状況を的確に踏まえた取組を行う。

(2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくためにも、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に努めるなど、これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、当該地域における安全安心な交通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加してもらうなど、市民主体の意識を醸成していく。

また、交通社会の主体となる運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、行政、関係団体及び住民等の協働により形成していく。

5 これからの5年間（計画期間）において特に推進すべき事項

（１） 高齢者に対する交通安全対策の推進

加齢による身体機能の低下に起因する事故を防止するため、高齢者の運転免許証の自主返納を奨励する取組を推進しなければならない一方で、通院や買い物に自動車の利用が必要不可欠な環境にある市民も多いことから、高齢運転者の安全運転に係る支援もまた重要となっている。

このことから、高齢運転者に対しては、令和4年度から市内の自動車教習所と連携して実施している独自の高齢者特別講習及び任意の随時認知機能検査の周知徹底及び内容の充実を図るほか、身体機能・認知機能の低下に起因する「ペダル踏み間違い」による事故の防止を図るため、自家用車への安全運転支援装置（急発進抑制装置）の搭載費用に対する助成制度を新たに設けるなど、安全確保に向けた取組を推進する。

また、返納者に対しては、平成29年度から根室市市民交通傷害共済の一環として実施しているハイヤー乗車券の交付、及び運転経歴証明書発行手数料の助成について、共済加入者以外にも対象を拡大し、運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進する。

なお、計画期間中におけるハイヤー乗車券の交付回数は、1人につき連続3ヵ年の全3回とし、社会情勢や免許制度の変化などを注視しつつ、次期計画の始期（令和11年度）に改めて必要な見直しを図ることとする。

（２） 社会情勢の変化の注視

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症、自然災害の発生などによる社会情勢の変化の影響は、あらゆる交通に及び、様々な課題や制約が生じることとなるほか、生活や交通行動への影響も認められる。これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じて注視するとともに、北海道警察をはじめとした安全に関わる関係機関はもとより、多様な専門分野間で、柔軟かつ緊密な連携を図り、必要な対策に臨機に着手する。

1 道路交通事故の現状

本市の交通事故による24時間死者数は、昭和47年に9人を数えたが、翌年以降着実に減少に向かい、昭和58年には1人にまで減少した。

しかしその後増加に転じ、平成4年には再び9人に達したが、翌年から再び減少傾向となり、平成15年には念願の0人となったものの、その後は各年2人前後で推移している状況にある。

平成28年度から平成32年度（＝令和2年度）を計画期間とした第10次根室市交通安全計画において24時間交通事故死者数をゼロとする目標を掲げていたが、平成28年に1名、平成30年と令和2年にそれぞれ2名が亡くなられており、これを達成するには至らなかった。

近年の人身事故の状況（第10次計画期間含む7ヵ年）

年次	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	15件	11件	29件	18件	17件	9件	13件
死者数	1人	0人	2人	0人	2人	0人	0人
傷者数	17人	15人	33人	19人	19人	9人	20人

平成28年から令和2年までの5年間で発生した死亡事故の5件中、市街地での事故が2件、郊外型が3件となっており、5件の事故の加害者と被害者を合わせた9人のうち4人が、65歳以上の高齢者となっている。

なお、5件中、横断歩道のない道路を歩行横断中の対人事故が3件発生しており、うち2件が夜間での発生となっていることから、歩行者に反射材の利用等と呼びかけることや、事故多発場所への信号機や横断歩道、横断防止のためのポールを設置要望を積極的に行う。

2 道路交通事故の見通し

将来の交通事故の状況については、正確には見極め難いところであるが、前計画期間及び直近2ヵ年の数字を基に対数近似値で予測を実施したところ、本計画の最終年である令和10年度における交通事故死者数は次のとおりとなった。

令和10年度の予測値　死者数（24時間以内）　：　0.39人

1 道路交通事故の安全についての目標

〔数値目標〕

令和6年度から令和10年度までの年間の24時間交通事故死者数をゼロとする。

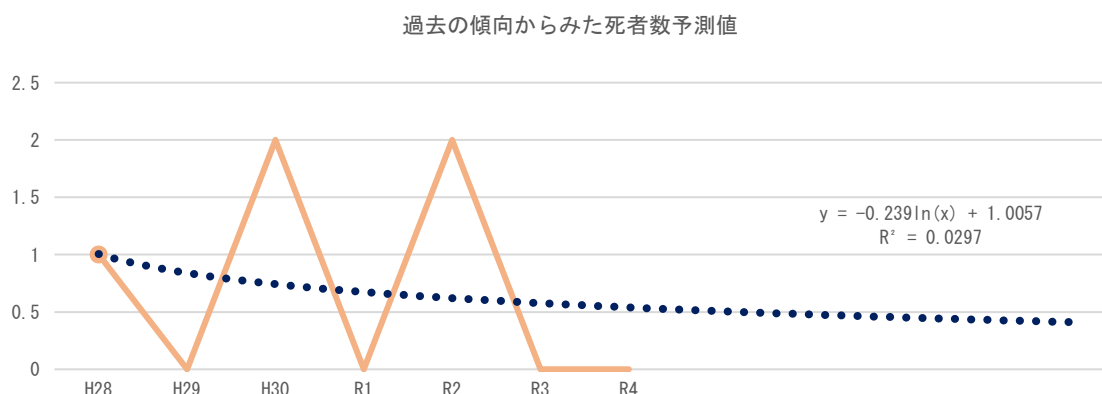
交通事故のない社会を達成することが究極の目標であり、本市においては本計画の期間中である令和6年度から令和10年度まで、年間の24時間死者数をゼロにすることを目指すものとする。

このことは、当然のことながら、24時間死者数のみならず、およそ道路交通事故に起因する死者数（30日以内死者数）を同様にゼロとすることを意味している。

また、本計画における数値目標は死者数ゼロであるが、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、死傷者数を確実に減少させることを目指すものとする。

この目標を達成するため、市民の理解と協力の下、第2部に掲げた諸施策を総合的かつ強力に推進する。

当市においては、令和2年12月7日に発生した事故を最後に、死亡事故は発生しておらず、令和5年9月3日を以て交通事故死ゼロ1,000日を達成したところであり、今後もこの日数の継続を含めた安全対策全般について各種対策を講じることとする。



1 施策の柱

6つの柱

1	道路交通環境の整備
2	交通安全思想の普及徹底
3	安全運転の確保
4	道路交通秩序の維持
5	救助・救急活動の充実
6	被害者支援の充実と推進

8つの重点課題

1	高齢化社会を踏まえた総合的な対策
2	飲酒運転の根絶
3	スピードダウン
4	シートベルトの全席着用
5	自転車の安全利用
6	生活道路における安全確保
7	冬季に係る陸上交通の安全
8	野生動物への対策

長期的には、交通事故等の発生件数及び死傷者数が減少していることにかんがみると、これまでの根室市交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられる。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集・分析を充実させ、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施後においては、効果評価を行い、必要に応じて改善を行う。

このような観点から、第11次計画において講じようとする施策については、第10次計画と同じ柱建てとして総合的な交通安全対策を推進する。

その際、本市の情勢等を踏まえ特に留意すべき事項については、重点課題として掲げた8項目に関する問題点や施策の考え方を示し、関係機関・団体はもとより、市内全域での取組が促進されるよう情報発信を行っていく。

2 重点課題における考え方

重点課題1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

前計画期間中に発生した死亡事故5件のうち相手方のいる4件については、加害者4名のうち3名が60～70歳代となっており、年齢の高い運転者が原因となる事故の割合が高い状況となっている。

高齢運転者による交通事故等の大きな原因となっている認知症への対策として、改正道路交通法（平成27年6月公布）により、75歳以上の高齢者については、運転免許更新時の認知機能検査及び臨時適性検査等により、認知症の疑いがある者に対して医師の診断を受けることが義務付けられ、これに従わない場合や認知症と診断された場合には免許が取り消されることとなった。

しかし、過疎化や少子高齢化の一方で、一人あたりの自動車保有台数が0.72台と全道平均の0.59台を上回っているなど（「根室市地域公共交通計画」より）依然として自動車利用に依存した生活スタイルが継続されている状況にある。

市民の理解と協力を得て高齢者運転免許制度を厳格かつ円滑に運用する上で、交通弱者が安心して日常生活を送るため、当市においては令和4年度より市内の自動車教習所と連携し、免許更新時の高齢者講習に地域独自の特別講習を追加するほか、認知症対策として任意で随時認知機能検査を受けることのできる事業を開始した。

また、令和6年1月より、「ペダル踏み間違い」に起因する事故の未然防止を図るための講習プログラムを追加したところである。

今後もこうした取組を継続するとともに、自家用車への安全運転支援装置（急発進抑制装置）の搭載に対する支援策を展開するなど、全ての市民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、総合的な交通政策を推進する。

重点課題2 飲酒運転の根絶

道民一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の下に、社会全体で飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを行うことなどを基本理念として制定された北海道飲酒運転の根絶に関する条例（平成27年北海道条例第53号）に基づき、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の相互の連携協力の下、飲酒運転の予防及び再発の防止のためのアルコール健康障害を有する者等に対する相談支援、飲酒運転の危険性や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及、飲酒運転の状況等に関する情報提供など、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進する。

重点課題3 スピードダウン

事故直前の速度が高くなるほど致死率は高くなるため、総合的な速度抑制対策を実施し、速度超過に起因する交通事故の防止と事故発生時の被害軽減を図ることが必要であり、自動車の走行速度と交通事故の実態から最高速度違反の危険性について積極的に情報発信することにより、市民の交通安全意識の高揚を図る。

重点課題4 シートベルトの全席着用

近年、運転席及び助手席のシートベルトの着用率は高くなっているものの、道内における自動車乗車中の死者の約4割はシートベルトを着用していない実態があるほか、後部席における着用率は全道平均で4割弱と低い実態にあることから、全席着用の必要性について市民の理解の深化を図る。

また、バスやデイサービスの事業者に対する法令遵守を働きかけるとともに、関係機関と連携して、全席でのシートベルト着用の徹底について普及啓発活動を推進する。

重点課題5 自転車の安全利用

歩道走行時のルールや走行中のスマートフォン、イヤホン等の使用の危険性など、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、「北海道自転車条例」や「自転車の安全利用五則」についての広報啓発や、交通安全教育等の充実を図る。

更に、令和5年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務化されたことから、着用の必要性について関係機関と連携のうえ、周知・徹底を図る。

重点課題6 生活道路における安全確保

歩行者や自転車利用者等が日常的に使用する生活道路においては、事故の危険性が高いことから、交通の安全を確保するため、地域における幹線道路と生活道路の関係を踏まえた面的・総合的な交通安全対策を推進する。

重点課題7 冬季に係る陸上交通の安全

本市は、吹雪による視程障害、積雪による道路の幅員減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行中の転倒事故等、交通という観点からも厳しい影響のある積雪寒冷地である一方で、都市間の距離が長く、公共交通手段が比較的少ないため、冬季においても道路交通に大きく依存することが見込まれる。

このため、交通事故の防止に当たっては、天候や気温等により交通環境や路面状況が刻一刻と変化する特殊な環境に対応した冬季の対策を実施する。

また、積雪による歩道幅員の減少等からも、冬季における歩行空間の確保に関する住民のニーズは大きいと、すべての人々が安全で快適に利用できる歩行空間の確保に向けて取り組む。

重点課題8 野生動物への対策

本市を含め全道的に野生動物、特にエゾシカとの衝突事故の発生が多い状況にあるほか、野生動物の道路への飛び出しに起因した急ブレーキによる後続車両との衝突や急ハンドルによる対向車との衝突・路外逸脱など、単なる物損事故に留まらず、生死にかかわる人身事故となるケースも少なくない。

こうしたことから、北海道警察が作成する『鹿事故発生マップ』等を参考にしつつ、事故が多い危険箇所や季節、時間帯などの情報を広く周知・注意喚起を行い、事故防止を図る。

第1章

道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも関係機関と連携し、幹線道路・生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、一定の事故抑止効果が確認されている。

今後の道路交通環境の整備に当たっては、「暮らしのみち」（生活道路）の安全の推進に取り組み、少子高齢化が一層進展する中で、こどもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、「人優先」の道路交通環境整備の強化を図る。

（1）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備**➤ ① 生活道路における交通安全対策の推進**

歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、交通安全指導員会などの関係機関や地域住民と連携し、安心して通行できる環境づくりを進めるとともに、公安委員会に対して、高齢者、障がい者に配慮した音響式信号機・バリアフリー対応型信号機の導入、信号機の改良など交通円滑化対策等の要望を継続して行っていく。

➤ ② 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児等のこどもの日常的な移動経路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の結果等を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その他所管施設、道路管理等の関係機関と連携し、必要な対策を推進する。

また、通学路等の歩道整備、交通安全施設、横断歩道等の拡充等を要望する。

➤ ③ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

すべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道や、バリアフリー化、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を要望する。

（2）高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

道路交通環境全体の安全性の向上を図るため、一般道路に比べ交通事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）の利用を促進する。

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

➤ ① 幹線道路における交通規制

交通事故多発区間において、公安委員会及び道路管理者へ信号機設置及び高度化、交差点改良等の環境整備などの要請を行い、事故の防止を図る。

➤ ② 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

➤ ③ 高速自動車国道における事故防止対策の推進

高齢者や初心者による逆走事故対策や、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、交通実態に応じ、ワイヤーロープ等の適当な施設の設置を要望するほか、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持向上に努める。

➤ ④ 交通安全施設等の高度化

道路の構造、交通状況等に応じた交通の安全の確保のため、道路標識の高輝度化、高機能舗装、高視認性区画線の整備のほか、事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理や的確な事故調査が行えるようにするとともに、現在地や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト(地点標)の整備を要望する。

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備

関係機関に対し、地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震対策のほか、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する代替道路等の整備を要望する。

(5) 総合的な駐車対策の推進

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等について、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体と密接な連携を図り、市民の理解と協力を得ながら違法駐車排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。

(6) 冬季道路交通環境の整備

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。特に、中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その重点的な実施に努める。

また、スリップ事故が多発する交差点や坂道を中心とした凍結防止剤及び防滑砂の効果的な散布や、排雪による見通しの確保に努めるとともに、住民が自主的に行う除排雪を積極的に支援する。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、人命尊重の理念の下、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことや、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人、高齢者に至るまで、心身の発達の段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施し、日常的に交通安全意識を持って行動するよう促す。

また、根室市交通安全指導員会をはじめとする交通ボランティアによる安全な行動の指導、保護者が常に手本となって安全に道路を通行するなど、家庭においても適切な指導ができるよう保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

（1） 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

➤ ① 幼児に対する交通安全教育の推進

基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を育成するとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

➤ ② 小学生に対する交通安全教育の推進

歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

特に、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

➤ ③ 中学生に対する交通安全教育の推進

日常生活における交通安全に必要な事柄、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

特に、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

➤ ④ 高校生に対する交通安全教育の推進

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

特に、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。

➤ ⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育と連携して行う。

➤ ⑥ 高齢者に対する交通安全教育の推進

運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢によって生じる身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響等を理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

更に、反射材用品等の普及に努めるほか、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の向上を図るため、高齢者クラブ、老人ホーム等における交通安全部会の設置、老人クラブ交通安全指導員の養成等を促進し、高齢者クラブ等が関係機関・団体と連携して、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう努める。

➤ ⑦ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かな交通安全教育を推進する。また、身近な場所における教育機会の提供のほか、字幕入りビデオ等の効果的な教材の活用に努める。

更に、自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

➤ ⑧ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

➤ ⑨ 冬季に係る交通安全教育の推進

冬季に係る交通安全教育は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、交通安全意識と交通マナーの向上に加え、冬季交通特有の技能と知識の習得が重要である。このため、冬季における自動車等の安全運転の確保の観点から、降雪や積雪による見通しの悪化や幅員減少、視界不良等冬季における危険性やスピードダウンの重要性について、重点的に免許取得時及び免許取得後の運転者に対し、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育を実施する。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体と交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

このほか、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的な活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

➤ ① 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための市民運動として、根室市交通安全推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携して、組織的・継続的に展開する。

重点事項としては、こども、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルト及びチャイルドシートの全席着用の徹底、自転車の安全利用の推進等、全道的な交通情勢に即した事項を設定する。

実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体と連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

更に、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

➤ ② 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通ルールの周知・徹底を図る。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。更に、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

➤ ③ 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して関係機関・団体と協力し積極的な広報啓発を推進する。

なお、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

➤ ④ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発やアルコール検知器を活用した運行前検査の励行に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図る。

➤ ⑤ スピードダウンの励行運動の推進

速度超過による交通事故の危険性に対する認識向上を図るため、交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動のほか、環境に配慮した安全速度の励行運動（エコドライブ運動）の啓発活動を推進する。

➤ ⑥ 後部座席を含めた全席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、関係機関等と協力し、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

➤ ⑦ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。

なお、6歳以上であっても、シートベルトを適切に着用させることができない子どもにはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

また、本市が実施している助成制度の活用等を通じて、チャイルドシートの利用環境の構築を促進する。

➤ ⑧ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）や「北海道自動車条例」（平成30年4月1日施行）に基づいた取り組みを推進する。

特に、歩道通行ルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、その意識の啓発を図るとともに、根室市市民交通傷害共済への加入を促進するほか、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を加速化する。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、灯火の点灯を徹底し、反射材用品の取付けを促進する。

更に、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、ヘルメットの着用を促進する。

➤ ⑨ 居眠り運転の防止活動の推進

居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を実施する。

➤ ⑩ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、広報、新聞、インターネット（YouTube、X（旧 Twitter）、SNS 他）等の媒体を活用して、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施する。

➤ ⑪ その他の普及啓発活動の推進

ア 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、歩行中や乗用中の事故実態の広報を積極的に行うほか、高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

イ 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因である最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、違反の防止を図るほか、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用を推進する。

ウ 二輪乗車中の死者の損傷部分は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

エ 昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、他者への交通安全の呼び掛けを図ることで交通安全を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることより交通事故の防止を図る。

（４） 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動が一層推進できるよう連携・協力を行う。

また、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する市民挙げての活動の展開を図る。

更に、交通指導員をはじめとする交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行い、主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

（５） 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全は、住民の安全意識により支えられることから、地域住民に留まらず、地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要であることから、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に図る。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、こどもをはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図る。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に図るとともに、交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実に図る。

➤ ① 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、実際に発生した交通事故事例や視聴覚教材の活用、実車による遠心力体感等の体験型教習を積極的に取り入れるなど、危険予測及び危険回避能力の向上を図り、交通環境に応じた的確な認知・判断・操作・回避行動が可能な運転者の育成に向けた教習水準の向上に努めるよう働きかける。

また、交通事故実態等の具体的事例を積極的に活用することや、講習指導員の資質向上、講習内容及び講習方法の充実、特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や、飲酒運転違反者に対する停止処分者講習（飲酒学級）の充実に努めるほか、卒業生に対し重大事故発生時等における情報提供等、呼び戻し講習や恒常的な安全運転の声かけを行うなど運転免許を取得した者に対する再教育を実施するなど、教習所の持つ知識・技能を地域住民等に還元することにより、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努めるよう働きかける。

➤ ② アルコール健康障害を有する者等への対応

飲酒運転の予防及び再発の防止のため、飲酒運転をした者や、アルコール健康障害を有する者（アルコール健康障害を有していた者を含む。）及び家族に対し、保健所等によるアルコール健康障害に関する保健指導を受けるよう促す。

➤ ③ 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所に対し二輪免許新規取得者に対する継続指導、安全運転講習会の開催、二輪車の二人乗りについて参加・体験・実践型の安全教育の推進、街頭啓発活動への参加等「参加・体験型」の指導が実施されるよう働きかけ、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

➤ ④ 高齢運転者対策の充実

ア 高齢者に対する教育の充実

自動車教習所と連携し、更新時講習及び認知機能検査の確実な実施を図る。

イ 安全運転支援装置の搭載に対する支援

「ペダル踏み間違い」に起因する事故の防止のため、自家用車への安全運転支援装置（急発進抑制装置）の搭載費用に対する助成を行い、高齢者の安全運転の確保を図る。

ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、積極的な使用促進を図る。

エ 高齢者支援施策の推進

高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する支援措置を充実させる。

➤ ⑤ シートベルト、チャイルドシート、乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等を積極的に行う。

➤ ⑥ 悪質・危険な運転者の早期排除

飲酒運転やあおり運転をはじめとする悪質危険な運転の根絶に向けて、広報活動等により市民の安全意識高揚を図り、危険運転者の早期排除に努める。

➤ ⑦ 冬季の運転に関する運転者教育

冬季の安全運転に必要な知識及び技能を身につけ、実践できる運転者を育成するために、交通安全運動をはじめ各種広報媒体等を活用した広報啓発など、凍結路によるスリップ事故などの冬型事故の防止に効果的な対策を推進する。

（２） 道路交通に関連する情報の充実

道路利用者が必要とする道路交通情報の収集を行うとともに、広報媒体の活用、報道機関や道路管理者との連携を図り、道路利用者への情報提供の充実に努める。

4 道路交通秩序の維持

死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する取組を推進する。

また、暴走族対策を強力に推進するため、関係機関と連携し、地域が一体となって暴走行為者追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進する。

5 救助・救急活動の充実

交通事故による被害を最小限にとどめるほか、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保しつつ、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

6 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。また、近年、自転車加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を促進する。

更に、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる体制の強化のため、関係機関等と連携のうえ、被害者支援を積極的に推進する。



根室市交通安全計画 令和6年度～令和10年度(第11次)

発行 : 根室市市民生活部市民環境課
〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地
TEL 0153-23-6111 FAX 0153-24-8692
